

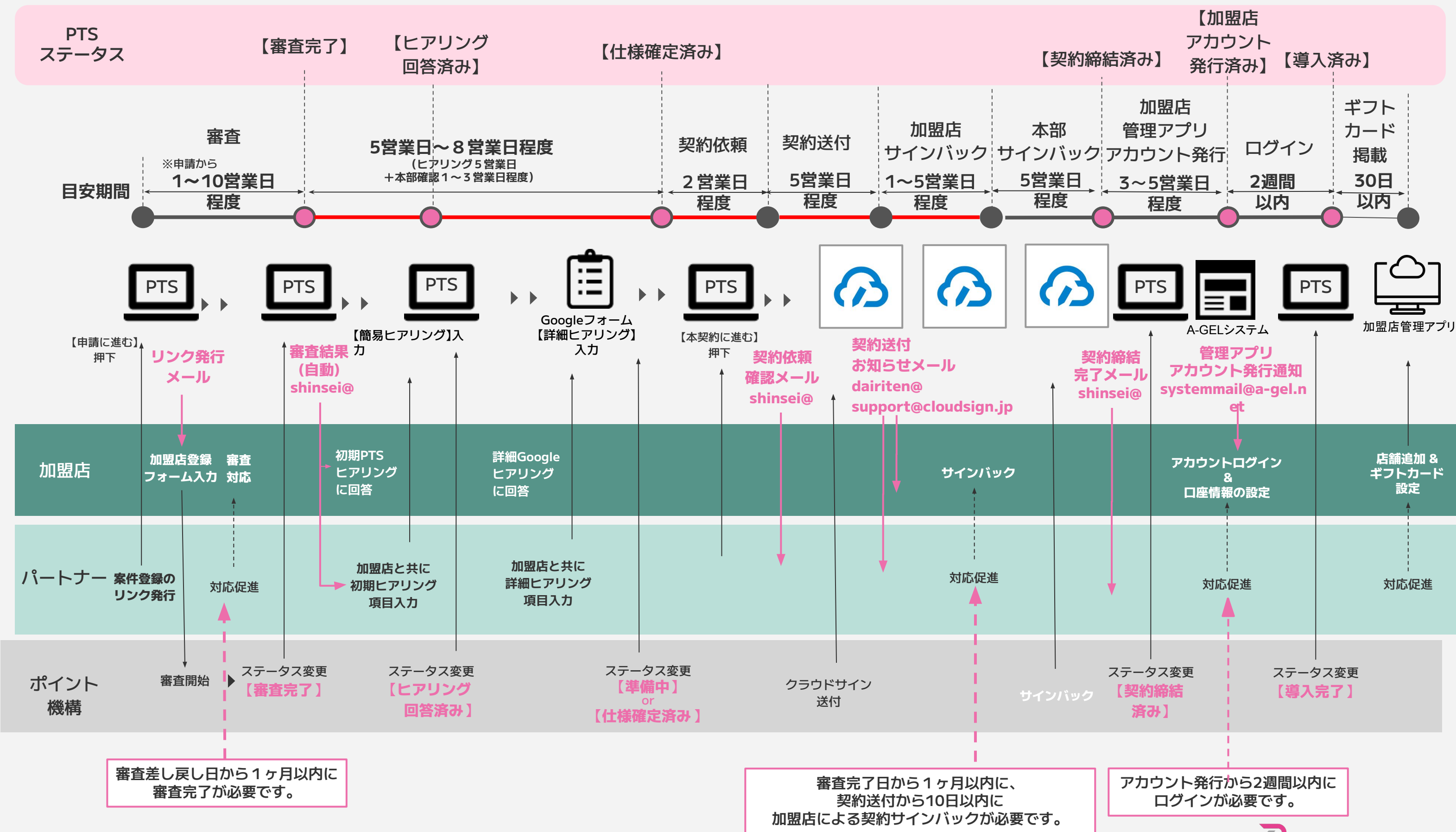


PTS上のステータス	状態	代理店・総代理店のネクストアクション
審査中 審査中	登録情報に不備がないか、登録基準を満たしているかなど 確認中	静観
審査中 差し戻し中	登録情報に要確認事項があり、加盟店に法務部より確認メールが送られ、 加盟店の対応待ち	加盟店には速やかにフォローしてください。総代理店は代理店をフォローして下さい。事情がある場合は、総代理店を通じて速やかに本社に報告をお願いします。
審査済み	審査 が完了している	①遅くともこの時までに サービス説明や契約手続きの説明 などを終えてください。 ② PTSヒアリングフォームの入力 「 ヒアリング情報を確認 」ボタンを押下→PTSヒアリングフォームで初期ヒアリング内容（対象商品・付与方法・付与率）を記入し 初期ヒアリング を完了させて下さい。
ヒアリング 回答済み	・初期 ヒアリング （PTSヒアリングフォーム） 入力済み ・ 詳細ヒアリング （Googleヒアリングシート）が 未入力 または ・ 提出物・入力情報に不備有り	①Googleヒアリングシートで加盟店に詳細ヒアリングを行ってください。→リンク先 https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSccCbIMflw7etdlVcacwXyK7DVv9jnII7sjPdOvil-EYc-egQ/viewform 必ず加盟店に全文をお渡しし、同意事項も確認 してください。 （代理店が加盟店の意志を確認せずに、同意した旨を伝えるのは禁止行為です。） ② 不備補完 ：提出物・情報が不足している場合は、法務部から総代理店を通じて代理店に連絡が行きますので、当該連絡に従い、 速やかに対応 をしてください。
準備中	本部の事情ですぐに契約に進んで頂くことができない状態	現状のシステムにて導入が難しい場合のステータスとなります。 本部がヒアリング内容を見て決定します。
仕様確定済み	本契約待ち	加盟店の意向を確認後、「本契約に進む」を押下してください。契約送信後は代理店から加盟店へ3営業日以内に促進してください（契約リンクは10日間のみ有効）。
契約締結済み	本契約締結済み	静観
加盟店アカウント 発行済み	加盟店管理アプリのID/PASSの発行メール送付済	加盟店へ、加盟店管理アプリのID/PASSが加盟店へ発行されます。 2週間で無効となりますので、速やかに 初回ログインのフォロー を行ってください。
導入完了	加盟店による初回ログイン済み	加盟店の口座情報は、加盟店管理アプリのログイン時にご入力 いただきます。 その他店舗情報入力・ギフトカードの設定等の導入フォローを行ってください。 PTSの営業資料にある操作マニュアルをご覧ください →加盟店管理アプリ[サポートセンター]を参照 https://point-kikou.notion.site/f4f5477bae9940b48e471fea5dc17462



■案件登録から導入まで流れ

2025/9/8修正



迷惑行為基準

以下に該当した場合、**プロジェクトの削除**または**強制的に本部への代理店業務の第三者委託**が行われます。

- 審査初回差し戻しから**1ヶ月以内に審査が完了**しない場合
 - 削除の場合は**ブラックリスト**に登録され以降ご登録ができなくなります。
- **審査完了～加盟店の加盟店契約のサインバックまで1ヶ月**を経過した場合
 - 準備中案件除く、本部への合理的理由の事前連絡があり、本部が正式に承認した場合を除く
 - 利用予約契約を締結済みであり、書類不備もなく、本部に検討状況を報告している場合を除く（原則月1回）
- 加盟店アプリのアカウント発行後、**初回ログインまで45日**を経過した場合（目安期間は**1週間以内**）
- 加盟店アプリのアカウント発行後、**ギフトカードの発行まで60日**を経過した場合（目安期間は**30日以内**）
 - 合理的な理由を事前に本部に連絡した場合を除く
- 代理店へのフォロー催促後、**加盟店が30日以内に適切な対応を行わない場合**
 - 合理的な理由を事前に本部に連絡した場合を除く。
 - フォロー後、代理店は総代理店経由で本部に**要報告**（報告がない場合、未フォローとみなします。）
 - 加盟店と連絡が取れない場合は本部までその旨ご連絡ください。（報告義務あり）
- **3回超 契約を送付させる行為**
 - 契約リンクは10日のみ有効。速やかにサインバックのフォローを行って下さい。
 - 再送依頼を行う場合は、受信設定などを必ずご確認ください。＊書面契約（別途3.3万円手数料有）のご案内可
- **加盟店からのクレーム等**により、適切な代理店業務遂行が困難と本部が判断した場合
- **本部の問い合わせに対し2週間以上音信不通**である場合
- **事実と異なる報告**を本部にあげること。
 - 加盟店の意向を確認せず、代理店等が勝手に加盟店の意向と誤解させるような報告をすること。

これらは案件単位または代理店単位で適用します。対象企業様に対しては個別に通知いたします。
本部への第三者委託は本部の指定する者が代わりに代理店業務の遂行を行います。
迷惑行為の状況によっては代理店契約の解除通知を送らせていただきます。